

県南広域振興局長告示第170号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成20年10月31日

県南広域振興局長 勝 部 修

1(1) 名称 花巻市銭根特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 花巻市地内の主要地方道盛岡和賀線と花巻市糠塚第1地割と花巻市石鳥谷町松林寺第3地割の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡和賀線を南に進み北湯口幹線用水路との交点に至り、同点から同用水路を南西に進み市道田中西横断線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道田中西5号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み民有林と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み花巻市糠塚第1地割と花巻市石鳥谷町松林寺第3地割の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 花巻市石鳥谷町八重畑特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 花巻市地内の一般県道羽黒堂二枚橋線と市道八重畑通学線との交点を起点とし、起点から一般県道羽黒堂二枚橋線を北東に進み市道南滝田鱒沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道猪鼻49号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道滝田65号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道滝田64号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道猪鼻12号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道猪鼻9号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道猪鼻16号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道猪鼻32号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道猪鼻30号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道猪鼻34号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道南滝田鱒沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道七ツ田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道関口東中島線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道馬場稲荷線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道八重畑65号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道八重畑66号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道猪鼻43号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道八重畑67号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道八重畑通学線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 奥州市胆沢ひめかゆスキー場・衣川増沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の国道397号と農地と民有林11林班52小班の境界との交点を起点とし、起点から国道397号を西に進み市道天沢丑転線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道馬留愛宕線との交点に至り、同点から同市道を西に進み民有林11林班69小班と民有林11林班29小班、国有林岩手南部森林管理署51林班ぬ及びる小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに西に進み国有林岩手南部森林管理署51林班り小班とる小班的境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林11林班10、9、8、7及び6小班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林11林班6小班と5小班及び国有林岩手南部森林管理署51林班に2小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有地と民有林120林班1-1小班、1-2小班、2-1小班及び17小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林120林班18小班と17小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有林119林班5-3小班、6-3小班及び7-1小班と民有林120林班17、16、15及び14小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有林119林班7-1小班及び7-2小班、3-1小班、2小班及び1-1小班と民有林119林班8、9及び10小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林11林班70小班と民有林119林班9小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国有林岩手南部森林管理署52林班る小班、わ小班、よ小班及び民有林11林班70小班と国有林岩手南部森林管理署52林班い小班、ぬ小班、か小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林11林班2-1小班、2-2小班と国有林及び農地の境界との交点に至

り、同点から同境界を北に進み国道397号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み民有林11林班15-1小班、15-2小班と農地の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林11林班68、67、65、64、63、62、61、59、58、56、55、54及び53小班と農地の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林11林班53小班と52小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み農地と民有林11林班52小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

4(1) 名称 奥州市前沢合ノ沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の東北自動車道と市道太郎ヶ沢・弥栄線との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南東に進み市道本城寺坂・徳沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道前沢・長根線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み作業道との交点に至り、同点から同作業道を北西に進み一般県道衣川前沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み市道白鳥線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道簾森・大袋・古戸線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道駒水1号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道太郎ヶ沢・弥栄線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 一関市相川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市舞川地内の電話ケーブル一関舞川線12号柱から西線1号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 一関市金沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市地内の国道342号と市道北町大槻線との交点を起点とし、起点から国道342号を南東に進み市道金流川左岸一号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み有馬川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北西に進み市道下館台見二号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道下館台見一号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み岩手南農業協同組合花泉カンントリーエレベーター南側用水路との交点に至り、同点から同用水路を西に進みJR東北本線との交点に至り、同点から同線を北西に進み主要地方道弥栄金成線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み市道清水原一関線との交点に至り、同点から同市道を北に進みJR東北本線との交点に至り、同点から同線を南東に進み市道足町仁王原線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道棚場下館線との交点に至り、同点から同市道を北に進み有馬川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北に進み大沢田川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北東に進み市道北町大槻線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 一関市涌津特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市地内の国道342号と市道下原道下線との交点を起点とし、起点から国道342号を南東に進み市道涌津町浦一号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道雄明橋線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道342号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み市道白浜線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道涌津小学校裏線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道館堀越線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みさらに北西に進み市道下原道下線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 一関市東山町狛鼻溪特定猟具使用禁止区域

- (2) 区域 一関市地内の主要地方道一関大東線と市道本町橋柴宿線との交点を起点とし、起点から主要地方道一関大東線を南東に進み市道大木線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに南東に進み砂鉄川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を西に進みJR大船渡線との交点に至り、同点から同線を南西に進み市道下の橋滝の沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道羽根堀山谷線との交点に至り、同点から同市道を北に進み一般県道長坂東稻前沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み一般県道前沢東山線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み市道本町橋柴宿線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器